

生命保険金を活用した

相続対策 その⑤

～遺産分割の対象外となる生命保険金～

生命保険金は相続対策に有効だ！

って聞いたことありませんか？

生命保険金がどのように相続対策に有効か、

正しい活用方法や注意点について一緒に

見ていきましょう。



生命保険金を相続対策で活用するメリット

生命保険金の活用メリットは次の4つです


1. 生命保険金の「非課税枠」が使える（その②動画で説明）
2. 受取人を生前に自由に選べる（その③動画で説明）
3. 納税資金を確保できる（その④動画で説明）
4. 生命保険金は遺産分割の対象外（その⑤動画で説明）

生命保険金は遺産分割の対象外

被相続人の財産は遺産分割協議によって
次の所有者を決めます。

- ・ 現預金
- ・ 不動産
- ・ 株式 等

原則、遺産分割をしないと名義が替わりません。

 遺産分割をするときに相続争いが発生します。

遺産分割における生命保険金の立ち位置

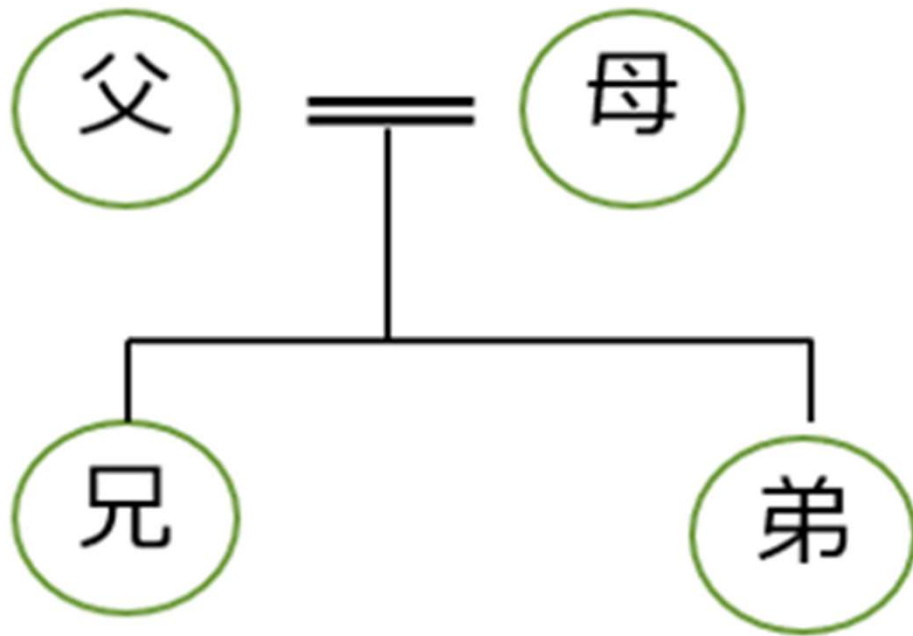
生命保険金は相続財産では無い！

➡ 生命保険金は受取人の固有財産とみなされます
(被相続人の財産ではないけど、相続財産とみなして相続税を課税)

相続財産でないため、遺産分割の対象となりません。

➡ 生命保険金は遺留分の請求の対象外となります。

生命保険金で確実に財産を残そう



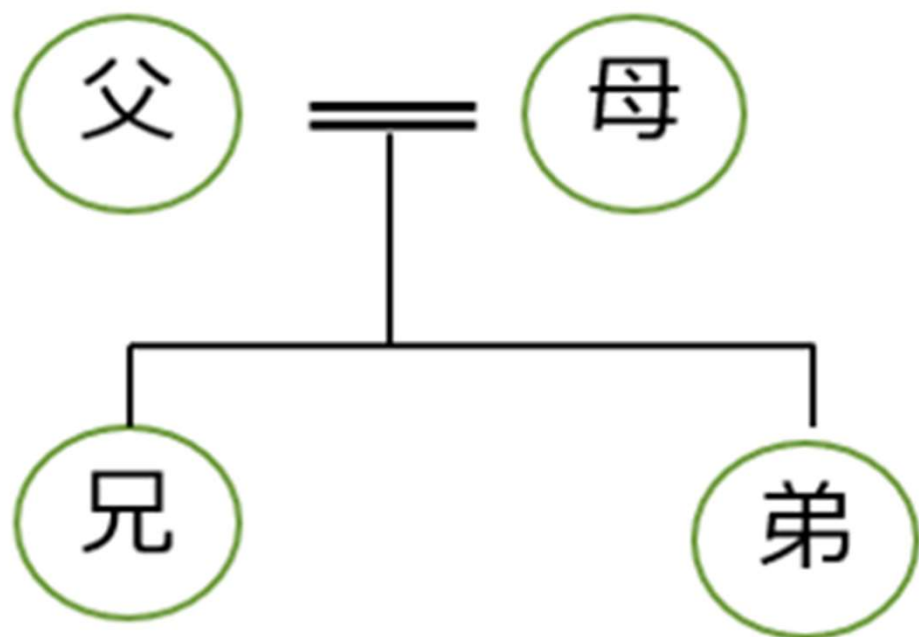
- 遺産が預金1億円の場合

→ 1億円を兄と弟で遺産分割。半分ずつ財産を取得します。

兄 (1 / 2) 5, 000万円

弟 (1 / 2) 5, 000万円

生命保険金で確実に財産を残そう



- 遺産が預金 5,000 万円と保険金 5,000 万円（受取は弟）の場合
→ 5,000 万円を兄と弟で遺産分割。保険金は弟が取得します。

兄 (1/2) 2,500 万円

弟 (1/2) 2,500 万円 + 5,000 万円 (保険金)

= 7,500 万円

END